

補正予算資料

基金の運用状況表

令和3年6月1日現在

(単位：千円)

区 分	補正予算前現在高	補正予算取崩し額	補正予算積立額	補正予算後現在高
財 政 調 整 基 金	371,188	4,980		366,208
公共施設建設整備基金	53,433			53,433
福 祉 基 金	45,177			45,177
駅及び駅周辺整備 事業基金	78,378			78,378
ふるさと応援基金	77,758			77,758
天野教育文化事業基金	77,619			77,619
まちづくり振興基金	1,800,150			1,800,150
都市計画事業基金	329,266			329,266
一 般 会 計 合 計	2,832,969	4,980	0	2,827,989
国民健康保険事業 財政調整基金	0			0
介護給付準備基金	822,947			822,947
特 別 会 計 合 計	822,947	0	0	822,947
合 計	3,655,916	4,980	0	3,650,936

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業

【児童課】

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	目	1 1 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費
大事業	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業費				

（単位：千円）

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
94,397	94,397				

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の家計が食費等の支出の増加による影響を受けている実情を踏まえ、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給することにより、支援を行う。

2 内容

(1) 支給対象者

ア 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者

イ アのほか、対象児童（18歳年度末までの子、（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者

(ア) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

※ 令和3年4月以降、令和4年2月末までに生まれた新生児も対象

(2) 支給額

児童1人当たり一律5万円

(3) 支給開始時期

令和3年4月分の児童手当等を受けている者は、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と判明次第、速やかに支給（令和3年7月下旬に支給予定）

※ 他の支給対象者については、申請受付次第、順次支給予定

(4) 事業費内訳

（単位：千円）

区 分	内 訳	事業費
給付金	1,650人×5万円	82,500
事務費	需用費、役務費、委託料等	11,897
合 計		94,397

キャリア教育推進事業

【学校教育課】

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費
大事業	学校教育活動費				

(単位：千円)

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
570		570			

1 目的

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる資質・能力を育てることを通して、児童生徒のキャリア発達を促し、自己の将来の実現に向けて努力する人材の育成を図る。

2 内容

(単位：千円)

区 分	内 容	事業費
キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」	師勝西小学校にて、障がいや病気を抱えながらも、スポーツの世界で活躍するアスリートを講師として招き、パラリンピック教育について学ぶとともに、共生社会について理解を深める。	70
キャリアコミュニティプロジェクト「未来」	中学校にて、専門知識者を招き、生徒自らが社会における役割や将来の生き方・働き方等について理解を深め、進路の選択・決定へと導くとともに、生き方について考える機会を与えるための講演会を開催する。また、活動内容をまとめた啓発用リーフレットを作成し、広く周知する。	500
合 計		570

学校遊具整備事業

【学校教育課】

款	10 教育費	項	2 小学校費	目	1 学校管理費
大業	小学校整備事業費				

(単位：千円)

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15,881					15,881

1 目的

児童に多様な遊びの機会と自発的に活動できる場を提供するため、小学校の屋外運動場に遊具を設置し、子どもたちの健やかな成長につなげる。

2 内容

(単位：千円)

区 分	内 容	事業費
新規設置	定期点検により使用不可となり撤去した遊具のうち、児童の利用頻度が高い遊具を新たに設置する。 ・すべり台 5校 ・はん登棒 7校 ・ジャングルジム 8校	14,801
修繕	定期点検により異常を確認し、使用不可としている遊具について、必要な修繕を行う。 ・危険部位の切断 ・転落防止ネットの取付 ・ラバーマットの設置など	1,080
合 計		15,881